

## 財務諸表等（民間会計基準準拠）

### 海外経済協力勘定

#### 1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

本財務諸表は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条に定める海外経済協力業務にかかる財務諸表であります。

なお、第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、第5期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

#### 2. 監査証明について

当行は、第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）及び第5期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の海外経済協力勘定の財務諸表について、中央青山監査法人の監査証明を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

#### 3. 連結財務諸表について

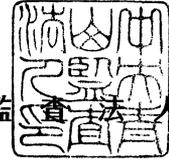
当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成16年6月25日

国際協力銀行  
総裁 篠沢 恭助 殿

中央青山監



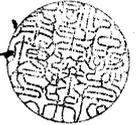
代表社員  
関与社員 公認会計士

細野 康弘



代表社員  
関与社員 公認会計士

藤井 泰博



代表社員  
関与社員 公認会計士

坂本 貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定貸借対照表、海外経済協力勘定損益計算書、海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書、海外経済協力勘定利益処分計算書及び海外経済協力勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

**財務諸表等**

(1)財務諸表

①海外経済協力勘定貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第4期末 (平成15年3月31日)		第5期末 (平成16年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
<b>現金預け金</b>		<b>59,756</b>	<b>0.56</b>	<b>34,924</b>	<b>0.33</b>
現金		3		4	
預け金		59,752		34,920	
<b>有価証券</b>		<b>122,912</b>	<b>1.16</b>	<b>120,514</b>	<b>1.13</b>
株式		122,269		119,902	
その他の証券		642		612	
<b>貸出金</b> ※1,2,3,4,5,6,8		<b>10,425,582</b>	<b>98.57</b>	<b>10,578,524</b>	<b>98.92</b>
貸付		10,425,582		10,578,524	
<b>その他の資産</b>		<b>142,726</b>	<b>1.35</b>	<b>81,802</b>	<b>0.76</b>
費用		625		446	
未収		141,098		79,807	
その他の資産		1,003		1,549	
<b>不動産</b> ※9		<b>7,665</b>	<b>0.07</b>	<b>7,297</b>	<b>0.07</b>
不動産		6,975		6,885	
仮払金		90		82	
権利金		599		328	
<b>債券繰延資産</b>		<b>17</b>	<b>0.00</b>	<b>12</b>	<b>0.00</b>
発行差金		17		12	
<b>貸倒引当金</b>		<b>△ 181,011</b>	<b>△ 1.71</b>	<b>△ 129,557</b>	<b>△ 1.21</b>
<b>資産の部合計</b>		<b>10,577,649</b>	<b>100.00</b>	<b>10,693,520</b>	<b>100.00</b>

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第4期末 (平成15年3月31日)		第5期末 (平成16年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
<b>債券発行高</b>		<b>25,000</b>	<b>0.24</b>	<b>25,000</b>	<b>0.24</b>
発行高		25,000		25,000	
<b>借入金</b>		<b>4,611,717</b>	<b>43.60</b>	<b>4,365,907</b>	<b>40.83</b>
借入金		4,611,717		4,365,907	
<b>その他の負債</b>		<b>20,234</b>	<b>0.19</b>	<b>20,347</b>	<b>0.19</b>
費用		17,935		17,697	
その他の負債		2,299		2,650	
<b>賞与引当金</b>		<b>286</b>	<b>0.00</b>	<b>348</b>	<b>0.00</b>
引当金		286		348	
<b>退職給付引当金</b>		<b>6,874</b>	<b>0.06</b>	<b>6,623</b>	<b>0.06</b>
引当金		6,874		6,623	
<b>負債の部合計</b>		<b>4,664,112</b>	<b>44.09</b>	<b>4,418,226</b>	<b>41.32</b>
<b>資本</b>		<b>6,504,344</b>	<b>61.50</b>	<b>6,704,644</b>	<b>62.70</b>
海外経済協力勘定資本金		6,504,344		6,704,644	
<b>利益剰余金</b> ※10,11		<b>△ 590,807</b>	<b>△ 5.59</b>	<b>△ 429,350</b>	<b>△ 4.02</b>
海外経済協力勘定積立金		280,719		20,667	
当期末処理損失		871,526		450,018	
<b>資本の部合計</b>		<b>5,913,536</b>	<b>55.91</b>	<b>6,275,293</b>	<b>58.68</b>
<b>負債及び資本の部合計</b>		<b>10,577,649</b>	<b>100.00</b>	<b>10,693,520</b>	<b>100.00</b>

②海外経済協力勘定損益計算書

(金額単位:百万円)

科目	期 別		第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
<b>経常収益</b>	<b>251,276</b>	<b>100.00</b>	<b>255,721</b>	<b>100.00</b>		
資金運用収益	250,598		255,000			
貸出金利息	247,935		252,720			
有価証券利息配当金	2,659		2,280			
預け金利息	3		0			
役務取引等収益	606		630			
その他の役務収益	606		630			
その他の経常収益	71		90			
その他の経常収益	71		90			
<b>経常費用</b>	<b>152,502</b>	<b>60.69</b>	<b>135,362</b>	<b>52.93</b>		
資金調達費用	140,122		121,834			
債券発行金償却	740		744			
債券発行差金償却	5		-			
借入金利息	139,377		121,089			
役務取引等費用	1,882		2,180			
その他の役務費用	1,882		2,180			
その他の業務費用	192		199			
外国為替売買損	190		197			
その他の業務費用	1		1			
営業経費用	10,256		9,156			
その他の経常費用	49		1,992			
株式等償却	-		1,924			
その他の経常費用	49		67			
<b>経常利益</b>	<b>98,774</b>	<b>39.31</b>	<b>120,358</b>	<b>47.07</b>		
<b>特別利益</b>	<b>134,375</b>	<b>53.48</b>	<b>41,102</b>	<b>16.07</b>		
動産不動産処分益	9		268			
償却債権取立益	3,960		3,051			
貸倒引当金戻入益	130,405		7,782			
政府交付金収入 ※2	-		30,000			
<b>特別損失</b>	<b>816,434</b>	<b>324.92</b>	<b>4</b>	<b>0.00</b>		
動産不動産処分損失	6		4			
円借款関連損失 ※1	816,428		-			
<b>当期純利益</b>	<b>△ 583,284</b>	<b>△ 232.13</b>	<b>161,457</b>	<b>63.14</b>		
(△は当期純損失)						
<b>前期繰越損失</b>	<b>288,242</b>		<b>611,475</b>			
<b>当期末処理損失</b>	<b>871,526</b>		<b>450,018</b>			

## ③海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第4期 (自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日)
<b>I. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
当期純利益(△は当期純損失)	△ 583,284	161,457
減価償却費	466	436
貸倒引当金の増減(△)額	△ 115,673	△ 51,454
賞与引当金の増減(△)額	60	62
退職給付引当金の増減(△)額	785	△ 251
資金運用収益	△ 250,598	△ 255,000
資金調達費用	140,122	121,834
有価証券関連損益(△)	49	1,992
為替差損益(△)	177	194
動産不動産処分損益(△)	△ 2	△ 264
貸出金の純増(△)減	598,750	△ 152,942
借入金の純増減(△)	△ 88,113	△ 245,810
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	46,311	△ 645
資金運用による収入	228,002	316,308
資金調達による支出	△ 140,074	△ 122,287
その他	688	223
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 162,333</b>	<b>△ 226,146</b>
<b>II. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 474	△ 262
有価証券の売却等による収入	189	635
動産不動産の取得による支出	△ 239	△ 319
動産不動産の売却による収入	15	333
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 508</b>	<b>386</b>
<b>III. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
政府出資の受入れによる収入	219,100	200,300
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>219,100</b>	<b>200,300</b>
<b>IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△0</b>	<b>△0</b>
<b>V. 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>56,257</b>	<b>△ 25,460</b>
<b>VI. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>2,615</b>	<b>58,873</b>
<b>VII. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>58,873</b>	<b>33,412</b>

④海外経済協力勘定利益処分計算書又は損失処理計算書

損失処理計算書		(金額単位:百万円)	利益処分計算書		(金額単位:百万円)
科目	期別	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	科目	期別	第5期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
		金額			金額
当期未処理損失		871,526	当期未処理損失		450,018
海外経済協力勘定積立金取崩額		260,051	海外経済協力勘定積立金繰入額		64,823
次期繰越損失		611,475	次期繰越損失		514,841

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項もしくは第3項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入もしくは同積立金の取崩を行っております。  
従って、次期繰越損失は、当期未処理損失に、国際協力銀行関係法令に定める利益処分もしくは損失処理を加味したのとなっております。

## 重要な会計方針

	第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引はありません。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同 左 (2) ソフトウェア 同 左
5. 繰延資産の処理方法	債券発行差金は債券の償還期限までの期間に対応し償却しております。	同 左
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻

	第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105百万円であります。</p>	<p>に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左

	第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左
10. その他財務諸表作成のための重要な事項	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	_____

表示方法の変更

第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
<hr/>	(損益計算書関係) 債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年内閣府令第 40 号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度からは「債券利息」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 90,596 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 51,186 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 141,783 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F（国際通貨基金）</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 51,584 百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 54,245 百万円あります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 730,673 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 836,504 百万円あります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F（国際通貨基金）</p>

第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)
<p>との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 14 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,203,975 百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD (国連貿易開発会議) の TDB (貿易開発理事会) 決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償 (TDB 無償) を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力 (円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの) を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries (HIPC)) と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置 (リヨン・サミットにおいては HIPC イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPC イニシアティブ) の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関 (IMF、世銀等) により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPC イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力 (HIPC 無償) の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償 (TDB 無償および HIPC 無償) に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC 無償対象債権のうち、拡大 HIPC イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC イニシアティブの適用が確定していない債権については 100% の個別引当を行っています。</p> <p>7 . 担保に供している資産はありません。</p>	<p>との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 15 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,251,786 百万円となっています。</p> <p>従来、かかる債務については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは本行の公的債権者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当事業年度より、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、730,673 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 565,183 百万円) となっています。</p> <p>7 . 同 左</p>

第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)
<p>8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,221,727 百万円であります。</p> <p>9 . 動産不動産の減価償却累計額 4,353 百万円</p> <p>10 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>11 . 「貸借対照表上の純資産額」から「資本金の額」を差し引いた資本の欠損の額は 590,807 百万円であります。</p>	<p>8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,040,961 百万円であります。</p> <p>9 . 動産不動産の減価償却累計額 4,611 百万円</p> <p>10 . 同 左</p> <p>11 . 「貸借対照表上の純資産額」から「資本金の額」を差し引いた資本の欠損の額は 429,350 百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
<p>1. 我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCs イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCs イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCs イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCs 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs 無償対象債権のうち、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定していない債権については、100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p>	<p>2. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行</p>

第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より30,000百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成15年3月31日現在  現金預け金勘定 59,756 百万円 当座預け金(日銀を除く) 883 百万円 現金及び現金同等物 <u>58,873 百万円</u>	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成16年3月31日現在  現金預け金勘定 34,924 百万円 当座預け金(日銀を除く) 1,511 百万円 現金及び現金同等物 <u>33,412 百万円</u>

## (リース取引関係)

第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> <li style="padding-left: 20px;">取得価額相当額</li> <li style="padding-left: 40px;">動産 122 百万円</li> <li style="padding-left: 40px;">その他 192 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">合計 314 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">減価償却累計額相当額</li> <li style="padding-left: 40px;">動産 14 百万円</li> <li style="padding-left: 40px;">その他 19 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">合計 33 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">期末残高相当額</li> <li style="padding-left: 40px;">動産 107 百万円</li> <li style="padding-left: 40px;">その他 173 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">合計 280 百万円</li> <li>・未経過リース料期末残高相当額</li> <li style="padding-left: 20px;">1 年内 61 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">1 年超 220 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">合計 282 百万円</li> <li>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <li style="padding-left: 20px;">支払リース料 36 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額 34 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">支払利息相当額 2 百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <li style="padding-left: 20px;">1 年内 3 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">1 年超 0 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">合計 4 百万円</li> </ul>	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <li style="padding-left: 20px;">1 年内 0 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">1 年超 - 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">合計 0 百万円</li> </ul>

(有価証券関係)

・ 前会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成15年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成15年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成15年3月31日現在)  
該当ありません。
4. 当該会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)  
該当ありません。
5. 当該会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)  
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成15年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,912
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	119,084
非上場外国株式	3,184
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	642

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額 (平成15年3月31日現在)  
該当ありません。

当会計年度

1. 売買目的有価証券（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）  
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）  
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成16年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	120,514
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	117,110
非上場外国株式	2,791
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	612

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。

（金銭の信託関係）

前会計年度（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。

当会計年度（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

前会計年度（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。

当会計年度（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

前会計年度（平成15年3月31日現在）  
デリバティブ取引は行なっておりません。

当会計年度（平成16年3月31日現在）  
デリバティブ取引は行なっておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第4期末 (平成15年3月31日)	第5期末 (平成16年3月31日)
退職給付債務 (A)	8,487	8,622
年金資産 (B)	1,613	1,999
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	6,874	6,623
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	6,874	6,623
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	6,874	6,623

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第4期末 (平成15年3月31日)	第5期末 (平成16年3月31日)
勤務費用	359	355
利息費用	193	168
期待運用収益	26	24
過去勤務債務の費用処理額	114	-
数理計算上の差異の費用処理額	825	237
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	1,238	261

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第4期末 (平成15年3月31日)	第5期末 (平成16年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括償却	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

前会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

当会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

前会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)  
該当ありません。

当会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)  
該当ありません。

⑤ 附属明細表

第5期(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額		差引期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産	土地	—	—	—	3,019	—	—	3,019	
	建物	—	—	—	7,220	3,788	243	3,432	
	動産	—	—	—	1,257	823	109	433	
	建設仮払金	—	—	—	82	—	—	82	
	計	—	—	—	11,580	4,611	352	6,968	
無形固定資産	権利金等	—	—	—	—	—	—	—	
	ソフトウェア	—	—	—	427	228	83	198	
	保証金	—	—	—	328	—	—	328	
	計	—	—	—	755	228	83	527	
繰延資産	債券発行差金	50	—	—	50	37	4	12	
	債券発行費	—	—	—	—	—	—	—	
	計	50	—	—	50	37	4	12	

- (注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表の「土地建物動産」に計上しております。  
 2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証第 8、9回海外経 済協力基金 債券	平成7年12月 ～平成8年11 月	百万円 25,000	百万円 25,000	% 2.9～3.0	一般担保	平成17年12月～ 平成18年11月	
合 計	-	25,000	25,000	-	-	-	

(注) 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
-	15,000	10,000	-	-

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	4,611,717	4,365,907	2.50	-	
財政融資資金借入金	4,507,637	4,283,887	2.51	平成16年9月～	
簡易生命保険資金借入金	104,080	82,020	2.24	平成30年12月	

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	534,348	524,038	500,113	458,495	419,662

4. 資本金等明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	海外経済協力勘定資本金	6,504,344	200,300	—	6,704,644	(注)1
積立金	海外経済協力勘定積立金	280,719	—	260,051	20,667	(注)2

(注) 1. 当期増加額は、政府一般会計からの出資によるものであります。

2. 当期減少額は、国際協力銀行法第44条第3項の規定に基づき取り崩したものであります。

5. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要	
				目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	108,878	79,884	—	108,878	79,884		
	個別貸倒引当金		72,133	21,235	43,672	24	49,672	
		うち非居住者向け債権	72,109	21,235	43,672	—	49,672	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	
賞与引当金		286	348	286	—	348		
計		181,298	101,469	43,959	108,902	129,905		

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………主として債務者の業況改善による取崩額

## (2) 主な資産及び負債の内容

第5期末(平成16年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

### 資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 33,408 百万円及び他の銀行への預け金 1,511 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 79,489 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 641 百万円その他であります。

### 負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 17,176 百万円、未払債券利息 22 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 2,650 百万円であります。

## (3) その他

該当事項なし。